

新たな財政支援制度に係る基金事業検討会運営規程

(目的)

第1条 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度に基づき、医療及び介護サービスの新たな提供体制の基本的な方針・計画策定に当たり、公平性及び透明性を確保するため、新たな財政支援制度に係る基金事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 医療・介護サービスの提供体制を改革するための基本的方針に関すること。
- (2) 医療・介護サービスの提供体制の改革にあたっての計画策定に関すること
- (2) その他医療・介護サービスの提供体制に関すること。

(組織)

第3条 検討会は別紙に掲げる者（以下「会員」という。）で構成する。

(任期)

第4条 会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時会員)

第5条 検討会に、特別の事項を審議させるため、臨時会員を置くことができる。

- 2 臨時会員は、当該特別の事項に関し学識経験等のある者のうちから、会長が任命する。
- 3 臨時会員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任される

ものとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 検討会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会は、会員及び議事に関係のある臨時会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、佐賀県健康福祉本部医務課及び長寿社会課内に置く。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から適用する。